

# エイワ税理士法人 事務所ニュース

## エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7  
TEL : 0267-23-1881  
FAX : 0267-23-4466  
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

## 株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7  
TEL : 0267-46-8750  
FAX : 0267-23-4466  
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555  
クレスビル 302  
TEL : 026-219-3840  
FAX : 026-219-3841



(使用許諾：NPO法人こもろの杜 停車場ガーデン)

12月

No.222

- ・ 年収103万円の壁について…………… P 1
- ・ 中小企業の経営に役立つ自主点検（仮払金等・固定資産編）…………… P 2
- ・ フリーランス新法が11月1日より施行されました…………… P 4
- ・ 長野県観光振興税（仮称）について…………… P 6
- ・ 改正 育児・介護休業法 …………… P 8
- ・ 私の履歴書 26…………… P 9
- ・ 主要補助金一覧…………… P 12
- ・ 事務所カレンダー・編集後記…………… P 13



## 1. 所得税

近年小粒の内容が多かった税制改正ですが、総選挙でキャスティングボードを握った国民民主党の主張により、「103万円の壁」などといわれている各種控除が見直されそうです。地方税まで含めた減税規模は7.8兆円ともいわれており、今回の改正の大きな目玉になりました。103万円は所得税の基礎控除48万円+給与所得控除の最低額55万の合計ですが、そのうち基礎控除を75万円引き上げる(=課税されない所得を75万円増やす)というものです。大和総研のレポートによれば、単身もしくは配偶者控除の適用のない共働き世帯で減税額をみると、年収200万円で8.2万円、500万円で13.3万円、800万円で22.8万円とかなりの効果がみられます。ほとんどの方は手取りが増加するため一消費者としてはありがたい話ですが、高所得者のほうが恩恵をより受けられる逆進性や、巨額の財源をどうするか紆余曲折がありそうです。地方税については年収が4~5兆円も減る見込みで、住民サービスの低下も懸念されています。大きな減税は物価高の中、消費者の手取りを増やすためには効果が高いと思いますが、財源問題は議論があまり進みません。

今回見直し対象にはなっていませんが、給与所得控除は一般のサラリーマンにとってありがたい制度です。最低額の55万円がクローズアップされていますが、例えば給与収入が180万円の場合62万円(収入の34%)が、給与収入が850万円の場合195万円(同23%)がキャッシュアウトなしに控除されます。給与収入の増加とともに段階的に増加し、850万円以上は一律195万円になりますが、サラリーマンにとっての必要経費(例えば服装など?)を賄うための趣旨でしたがそれほど使っている人がいるとも思えず、通勤手当は別途支給されることが多い中、給与所得者用の第二の基礎控除とも考えられます。

学生のアルバイトに関しては、特定扶養控除の上限の見直しも検討されているようです。あるテレビ番組で学生の子供のアルバイト年収が103万円をわずかに超えただけで扶養から外れ、63万円×税率の負担が親に増えた、という特集がありました。私たちも毎年11月頃税務署からのお尋ねで扶養是正の手続きをしますが、そうでなくてもお金がかかる時期の追加の納税は気の毒です。児童手当の改正などもありましたが、配偶者特別控除のような控除額の段階的縮小であれば、追加の負担も少ないのではと思います。



## 2. 社会保険の壁

103万円の壁と同時に、106万円、130万円の社会保険料の壁についても議論が再燃しました。こちらはより多くの働いている人に社会保険を負担してもらおう、という内容ですから税金を減らそうという話とは逆で、負担をむしろ増やす方向に働きます(もちろん将来の年金収入を増やすためでもあります)。厚生労働省はこれまで段階的に下げてきた壁をこの際撤廃したいとの意向で、年金制度改革に関する厚生労働省の審議会では、賃金要件(月額8.8万円、年換算で106万円)と企業規模要件(従業員51人以上)について撤廃する方向です。また5人以上の個人事業のうち飲食業、宿泊業、農業などの特定業種も対象に拡大する、保険料の労使折半を特例として事業主負担を増やすなどの改正を検討しているとのこと。

多くの中小企業にとってこの改正は大きな負担になるものと思いますが、壁によって労働時間を気にせず働く労働者が 200 万人増えるとの試算もあり、働き手の確保のためにはプラス面も大きいと思います。また事務所ニュースなどでも情報提供していますが、厚労省では「年収の壁・支援強化パッケージ」として労働者の手取りを減らさないための取組みをする企業に対し助成金を出していますので、検討いただければと思います。

これらの改正は本来、働き方が大きく変わった時点で進めていかなければならないことで、現状は制度が働き方をゆがめているとも言えます。3号被保険者の問題などと併せ、多くの働く人にとって納得感のある制度を構築していただきたいものです。

### 3. 住民税

今回住民税にも注目が集まっています。最高 45% まである累進課税の所得税に比べ、一律 10% で、所得税が確定したあと 5 月くらいに通知され、サラリーマンであれば 12 等分して源泉徴収されるなど、あまり意識されていなかったように思いますが、一方給付の面では支援の水準の一つとして住民税の非課税世帯が目安とされています。

今回話題の基礎控除は所得税では 48 万円ですが、住民税は 43 万円です。5 万円少なくなっています。それ以外の扶養や配偶者、生命保険などの各種控除もおおむね数万円から 20 万円近く少なくなっており、つまり課税標準は所得税よりは多め（税率が同じ 10% だとすると、税額が多くなる）になっています。サラリーマンにとっては社会保険と同様、給与から定額で天引きされますが、重いものに違いありません。

個人住民税は令和 4 年度の地方税収 44 兆円のうち、13 兆円を占める重要な財源ですが、今回の減税を行うと 4 兆円程度減る可能性があるとのこと。今回の減税案の中では、住民税も減税しておいて国から補填する案、地方税は基礎控除を減らさない案、などあるようですが、私たちにとって一番身近な住民サービスの悪化が懸念されます。財源の問題と併せバランスを考慮しながら議論いただきたいと思います。



## 中小企業の経営に役立つ自主点検（仮払金等・固定資産編）

自主点検チェックシートを有効に活用することによって、内部統制及び経理水準の向上が期待されます。内部統制や経理水準の向上は企業の成長につながり、ひいては税務リスクの軽減にもつながってきます。自主点検チェックシートに関しては 3 回目の掲載となりますが、今回は仮払金等の仮勘定科目や固定資産に関して確認してみましょう。

### 1. 仮払金・前渡金・前払費用・立替金に関するチェック

Check Sheet	点検項目	✓
	相手先、金額及び内容を個別に管理していますか。	
	未精算の残高・期間が多額・長期化しているものがないか確認していますか。	

### (1) 想定される事例

- 決算書に計上されている仮勘定の内訳が分からない
- 仮払金等の残高に不明な金額が残っている



### (2) チェック方法

仮勘定科目は基本的に決算書に残らない方が良く考えられる科目です。そのため内容等が不明な取引がないように、「日付」「取引先」「目的」「金額」をあらかじめ請求書や領収書などで確認、把握しておきましょう。その上で総勘定元帳の仮勘定残高の確認をおこない、月次決算前や期末の際にそれらの残高が残っていてよいものなのかを精査し、適切な科目への振替もしくは精算を行う必要があります。特に未精算である項目のうち、多額の残高が残っている項目や長期間に渡って計上されている項目等についてはその理由を確認しましょう。確認を行う際に摘要欄に適切な情報が記載されていれば容易に処理が可能となります。

仮勘定科目の使用用途や内訳については、時間が経てば経つほど内容が判明しづらくなり正確さに欠けていきますので、管理台帳を作成しておくことでミスを防ぎやすくなります。

### (3) 内部統制の目的と効果

使途不明な未精算の残高や、期間が長期化している仮勘定科目が決算書に計上されると金融機関等の関係先に悪いイメージを与えかねません。決算までにはできるだけ精算や振替処理を行い、決算書にそれらの勘定科目が記載されないように心がけましょう。

しかし、金融機関や税務署から問い合わせがあっても、実態を正しく説明できれば問題はありませんので、「何にいくら支出したのか」分かるように請求書や領収書など信憑性が高い書類を用意しておくといいでしょう。

また、決算書に仮勘定科目が計上されていないことは経理業務の品質が高く経理体制が適切であるという証明にもなります。

## 2. 固定資産に関するチェック

Check Sheet	点検項目	✓
	固定資産については、付番管理を行うとともに配置場所を把握していますか。 (配置表は作成していますか)	
	固定資産の現物と補助簿(減価償却台帳)は定期的に照合していますか	

### (1) 想定される事例

- 固定資産の現物とその状況が把握できていない
- 固定資産の現物と減価償却台帳の数量等に差額が生じている

### (2) チェック方法

固定資産が、どこに・どれくらい・どのような状態で保管されているのか、その使用状況を管理する必要があります。まずは所有する全ての固定資産の情報を個々に管理するために減価償却台帳を作成しましょう。減価償却台帳には「固定資産名」「取得年月日」「取得価額」「耐用年数」「配置場所」等の必要な情報を記入します。それに基づいて、減価償却台帳と

現物の固定資産を紐づけるために管理ラベルを貼付し、棚卸などの作業をスムーズに行えるようにしましょう。

次に行うのは定期的な棚卸です。固定資産管理台帳と現物の固定資産の状況を確認し、状態や配置場所等が台帳の記載内容と整合しているか確認を行います。

その際に固定資産の新規取得や処分を行った場合は、適切に処理を行い減価償却台帳に必ず記録し、更新をしましょう。

### (3) 内部統制の目的と効果

固定資産は企業にとって経営に深く関わる重要な財産です。購入には金額的に高額となることが多く、長期にわたって使用するケースが多いです。そのため管理を誤ると、経理業務や税務処理に大きな影響を及ぼす可能性があります。

固定資産の使用状況を正確に把握することで、固定資産の買い替えや新規取得等の意思決定を迅速化することができ、また、不正な持ち出しや紛失・減価償却費の計上ミス等のリスクを未然に防ぐことができます。

さらに、処分済みの資産を把握したり、不要な固定資産の廃棄処理を行うことによって必要最小限の固定資産だけが企業内に残り、適切な税額計算を行うことができます。



自主点検チェックリストは法人会ホームページ  
(<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>)  
からダウンロードすることができます。

出典：法人会HP



## ・フリーランス新法が11月1日より施行されました

近年、働き方の多様化に伴ってフリーランスとして働く人が増えています。一方で個人として業務を受けるフリーランスは、発注する側の企業などに比べ取引において立場が弱いことが多く、さまざまなトラブルが懸念されております。

こうした背景を受け、フリーランスと発注事業者との取引の適正化と、安心して働ける就業環境の整備を目的として「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(通称：フリーランス新法)が令和6年11月1日に施行されました。あらゆる業種が対象となりますので、発注側、受託側共に業務委託契約の見直しをしておきましょう。

### 1. 対象となるフリーランス

この法律で対象となるフリーランスは、業務委託を受託する側で「従業員を使用しない個人」又は「1名の代表者以外に役員がおらず、かつ従業員を使用しない法人」です。

「従業員」とは、「週所定労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」です。

## 2. 対象となる取引

対象となる取引は、業務を委託する「発注事業者」と業務を受託する「フリーランス」との間の委託取引に適用されます。フリーランスと消費者との取引は対象外となります。またフリーランス同士の取引も対象外です。

## 3. 法律の内容

発注事業者の従業員雇用や業務委託期間に応じて義務の内容が異なります。以下の表から対象となる発注事業者区分を判定し、対象となる義務項目の内容を確認しましょう。

発注事業者の要件	業務委託期間	発注事業者区分
従業員を使用していない	すべての期間	A
従業員を使用している	1か月未満	B
	1か月以上6か月未満	C
	6か月超	D

義務項目 1 . 書面などによる取引条件の明示		対象発注事業者区分：A B C D
義務内容	<p>フリーランスに対して業務委託をした場合、直ちに書面または電磁的方法（メール、SNSのメッセージ等）で取引条件を明示する義務があります。口頭での明示はNGです。</p> <p>明示方法は、発注事業者が選ぶことができます。</p> <p>取引条件として明示する事項は9つです。</p> <p>「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「業務委託事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領する日/役務の提供を受ける日」「給付を受領する場所/役務の提供を受ける場所」「(検査をする場合)検査完了日」「(現金以外の方法で報酬を支払う場合)報酬の支払方法に関して必要な事項」</p>	
義務項目 2 . 報酬支払期日の設定・期日内の支払い		対象発注事業者区分：C D
義務内容	<p>報酬の支払期日は発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り短い期間内で定め、一度決めた期日までに支払う必要があります。</p> <p>ただし、元委託者から受けた業務を発注事業者がフリーランスに再委託をした場合、条件を満たせば、元委託業務の支払期日から起算して30日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めることができる【再委託の例外】もあります。</p>	
義務項目 3 . 7つの禁止行為		対象発注事業者区分：B C D
義務内容	<p>フリーランスに対して1か月以上の業務を委託した場合には、7つの行為が禁止されています。</p> <p>・受領拒否 ・報酬の減額 ・返品 ・買ったたき ・購入 ・利用強制 ・不当な経済上の利益の提供要請 ・不当な給付内容の変更、やり直し</p>	
義務項目 4 . 募集情報の的確表示		対象発注事業者区分：B C D
義務内容	<p>広告などによりフリーランスの募集情報を提供する際には、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならず、募集情報を正確かつ最新の内容に保たなければなりません。</p>	

義務項目 5 . 育児介護等と業務の両立に対する配慮		対象発注事業者区分：D
義務内容	<p>フリーランスに対して6か月以上の業務を委託している場合、フリーランスからの申出に応じて、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、必要な配慮をしなければなりません。</p> <p>また、6か月未満の業務を委託している場合も配慮するよう努めなければなりません。</p>	
義務項目 6 . ハラスメント対策に関する体制整備		対象発注事業者区分：BCD
義務内容	<p>ハラスメントによりフリーランスの就業環境が害されることがないように、相談対応のための体制整備などの必要な措置を講じなければなりません。</p> <p>体制整備などの必要な措置の例としては、以下のような対応があげられます。</p> <p>「従業員に対してハラスメント防止のための研修を行う」</p> <p>「ハラスメントの相談担当者や相談対応制度を設けたり、外部の機関に対応を委託する」</p> <p>「ハラスメントが発生した場合には、迅速かつ正確に事実関係を把握する」</p>	
義務項目 7 . 中途解除等の事前予告・理由開示		対象発注事業者区分：D
義務内容	<p>フリーランスに対して6か月以上の業務を委託している場合で、その業務委託に関する契約を解除する場合や更新しない場合、少なくとも30日前までに、書面 ファクシミリ 電子メール等による方法でその旨を予告しなければなりません。</p> <p>また、予告がされた日から契約が満了するまでの間に、フリーランスが解除の理由を請求した場合、同様の方法により遅滞なく開示しなければなりません。</p>	

参考資料：公正取引委員会HP



## ・長野県観光振興税（仮称）について

令和6年9月26日に長野県観光振興税（仮称）骨子が発表されました。宿泊業を営まれている事業者様には、多大な影響が出ることが予想されます。そこで、令和8年4月からの導入で検討が進められている長野県観光振興税について、現時点で発表されている制度概要などをお伝えいたします。

### 1. 税制度の概要

名称	長野県観光振興税（仮称）
課税対象となる行為	宿泊行為（食事等は含まない）
納税義務者	長野県に所在する以下の施設に宿泊する者 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者、その他徴収の便宜を有する者
特別徴収義務者報償金	期限内申告納入額の2.5%（電子申告で納入額の3%）
税額	定額制：一泊300円
免税点	3,000円（素泊まり）未満の宿泊料金の場合徴収しない
課税免除	修学旅行その他学校行事に参加している者

上記が現時点で発表されている制度の概要となります。ただし、説明会にて複数の意見や異論が出され、11月28日の県議会にて、名称を「宿泊税」とし、高校・大学が認める部活動や合宿については「課税免除」、また、免税点を3千円から引き上げることなどを検討するとなりました。令和7年2月の県議会前までに、改めて骨子の発表を行うとのことです。

## 2. 市町村の独自課税

長野県観光振興税では、市町村が独自課税を行うことを認めており、独自課税を行う場合、長野県観光振興税は1泊あたり150円に引き下げられる方針です。現時点で、松本市、軽井沢町、白馬村、阿智村、山ノ内町の5市町村が独自課税を検討しています。

以下、現時点で発表されている市町村の独自課税の内容です。

### 【軽井沢町】

免税点	1万円
税額(県税150円含む)	3千円未満 0円 3千円～1万円未満 150円(県税150円、町税0円) 1万円～2万円未満 300円(県税150円、町税150円) 2万円～5万円未満 600円(県税150円、町税450円) 5万円～10万円未満 1,500円(県税150円、町税1,350円) 10万円以上 3,000円(県税150円、町税2,850円)

参考資料：軽井沢町宿泊税素案

### 【白馬村】

免税点	3千円
税額(県税150円含む)	3千円未満 0円 3千円～2万円未満 200円(県税150円、村税50円) 1万円～2万円未満 300円(県税150円、村税150円) 2万円～5万円未満 600円(県税150円、村税450円) 5万円～10万円未満 1,500円(県税150円、村税1350円) 10万円以上 3,000円(県税150円、村税2,850円)

参考資料：白馬村観光振興税(仮称)骨子

### 【阿智村】

免税点	なし
税額(県税150円含む)	2万円未満 350円(県税150円、村税200円) 2万円以上 500円(県税150円、村税350円)

参考資料：阿智村宿泊税調査検討委員会報告書

松本市と山ノ内町については、現時点では具体的な制度概要がホームページ等に記載されておらず、今後何らかのプレスリリースが行われると見込まれます。該当する事業者の方々は、引き続き情報に注目されることをお勧めします。



## 改正 育児・介護休業法

前号に引き続き、雇用保険法の改正を含む「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」について、育児時短就業給付金の創設について現時点でわかる制度概要をみていきます。

育児時短就業給付とは、育児を目的とした時短勤務による収入の低下に対して給付金を支給する制度です。具体的には、2歳未満の子供を育てながら時短勤務で働く従業員を対象に、時短勤務中の各月に支払われた賃金額の10%を支給する方向で検討されております。給付金によって賃金の減少を補うことで、育児中の従業員が時短勤務を選択しやすい環境をつくり、子育てとキャリア形成の両立を支援することが目的です。

育児休業規程の中で、育児短時間勤務とは…3歳未満の子を育てる男女従業員が申し出ることにより、1日の所定労働時間を原則6時間に短縮することができる、という制度です。

育児をしながら働く従業員への両立支援になるものの、実労働時間が少なくなる分収入が減ってしまいますが、育児時短就業給付金の創設により収入減が抑えられ、子育て期の柔軟な働き方として時短勤務をしやすくなることが期待されます。



### 1. 施行日

令和7年4月1日

### 2. 受給要件

育児時短就業給付金は、2歳未満の子を養育する被保険者が時短就業(以下、「育児時短就業」という)をしている場合であって、以下のいずれかに該当する場合に支給されます。

- (a) 原則として育児時短就業(2回以上育児時短就業をする場合は、初回の育児時短就業)開始日前2年間にみなし被保険者期間( )が12ヶ月以上あること
- (b) 育児休業給付金または出生時育児休業給付金の支給を受けていた場合であって、それぞれの給付金にかかる育児休業または出生時育児休業終了後に引き続き育児時短就業をしたこと

「みなし被保険者期間」とは、休業を開始した日を被保険者でなくなった日(資格喪失日)とみなして法14条(被保険者期間)の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間をいう

### 3. 支給対象月

育児時短就業給付金は、高年齢雇用継続給付金と同様、「支給対象月」ごとに算定されます。支給対象月とは、育児時短就業を開始した日の属する月から終了した日の属する月までの期間内にある月をいいますが、その月の初日から末日まで被保険者であり、介護休業給付金、育児休業給付金、出生時育児休業給付金、出生後休業支援給付金を受給できる休業をしなかった月に限るとされています。

### 4. 育児時短就業給付の額

育児時短就業給付の額は、各支給対象月に支払われた賃金額により、以下の通りです。

- (a) 賃金額が《育児時短就業開始時賃金日額×30》の90/100を下回る場合  
支給対象月に支払われた賃金額×10/100
- (b) 賃金額が《育児時短就業開始時賃金日額×30》の90/100以上100/100未満の場合  
支給対象月に支払われた賃金額×10/100から一定の割合で逡減するように省令で定める率

「育児時短就業開始時賃金日額」とは、育児時短就業を開始した日の前日を離職の日とみなして算定した賃金日額に相当する額です。ただし、育児休業給付金にかかる育児休業または出生時育児休業給付金にかかる出生時育児休業終了後に引き続き育児時短勤務をする場合は、それぞれの給付金の休業開始時賃金日額が用いられます。

育児時短就業給付金は、2歳未満の子育てをしている従業員が対象となるので、育児休業給付金を保育園等の理由で2歳まで延長して受給していた従業員が復帰して法のとおり3歳まで時短をしたとしても受給できません。



懸念事項としてマミートラックを助長させるおそれがあることが挙げられます。マミートラックとは、女性が産休や育休から職場復帰をした際に、本人が望んでいないにも関わらず担当業務や部署、勤務時間を変更され、出世コースから外れてしまうことをいいます。時短勤務を延長することにより、本人のキャリア形成を阻害する可能性があるとの指摘もあります。

参照：子ども未来戦略方針 厚生労働省  
日本法令ビジネスガイド8月号



## ・私の履歴書 ~酒蔵の再生~

所長 佐藤 英人

佐久のT酒造は長い関与先ですが、地元の酒蔵としては珍しく、大型の工場を作り、大量生産をして群馬・埼玉といった関東圏の販売を中心にしていました。

また、市町村合併前の頃に、地元の有力者と共に資本を集めて会社を作り、地域の公共的な、宴会と宿泊ができる「平安閣」という施設を作りました。私共も、その施設で結婚式を挙げた思い出の施設でした。



### 1. 私の結婚式の会場

妻とは私が高校3年になる直前からの付き合いです。女子高の妻の隣の席の女学生が私の友人で、彼女から上田袋町の「木の実」という喫茶店（今もあります）に行きなさいと言われて、紹介され会ったのが最初の出会いでした。

その後、妻は東京の小学校の教師、私は税理士の勉強をしながら大原簿記学校の財務諸表論の講師。そして、税理士合格した翌年の昭和55年、両親が全てお膳立てをした平安閣で、1日だけ帰省して、全くお会いしたことのない顧問先のお客様を父がお招きし、披露宴を挙げました。

私はまだ東京から帰省する気はがなかったのですが、両親は会計事務所の後継者としてのお披露目を兼ねていたことを後で知りました。

## 2．佐久セントラルホテル

その後、「平安閣」は「佐久セントラルホテル」へとホテル部門を宴会場横に新築をしました。新築資金の増資の相当部分をT酒造が持ち、子会社化をしました。もちろん、大部分は金融債務が原資のホテルへの転換でした。最初はよかったようですが、過大投資であったのと、新しい道路や高速道、新幹線などの交通環境の激変と、ライバルの新ホテル建設などで、岩村田駅裏という場所は地の利が悪くなり、慢性的に赤字体質になっていきました。



また、酒造会社の方も、日本酒の販売量が毎年平均5%程度ずつ減少している中で、さらにT酒造の酒を専売的に販売してくれていた関東の中型酒卸会社が業界再編で大手に吸収合併されてからは、その大手の扱う清酒の1銘柄でしかなくなり、関東の販売量を大きく減らしていきました。つまり、双子の赤字を抱えてしまったわけです。支援いただく金融機関も金融庁の不良資産処理を迫られる状況の中、生き残るためにまずはホテルの売却をすることを経営陣が決断し、ほぼ1年近く、社長と共に様々な買い手と交渉をしました。

## 3．ホテルとしての売却を断念

今と違いM&Aはほとんど事例が無く、ネット等での探索もできない中で、紹介いただいた県内外のいくつかの買手候補と交渉をしたのですが、旧耐震構造であることがネックとなり、買手側で資金の金融融資がつかないことなどが続き、ホテルとしての売却はあきらめざるを得ませんでした。

しかし廃業といっても、地元のほとんどの仕入業者には酒造会社の信用で1年近く支払いを延期してもらっているところが多く、これを支払わずに廃業することは、地域に与える影響を考えると、とてもできない決断でした。このため、酒蔵も売却し、資金をつくってホテルの買掛金を支払うことを経営陣が決断しました。

## 4．支援企業現れる

温泉旅館の再生支援をいただいた東京の企業に話を持って行ったところ、興味を示され、半年近く交渉を続けていたのですが、結局、土地が広すぎることなどから断られてしまいました。ちょうど当事務所に別案件で相談に来られた長野の建設卸の会社に、藁をも掴む思いで提案したところ、「工場の合理化は極限までしてきたが、酒蔵も同じ手法での再生は可能と思う。」とのことで、さっそく検討してもらい、次の条件であれば引き受けるとの回答を得ました。

対象は酒蔵のみ、隣接のグラウンドとホテルは非対象。

社員が醸造所・ビン詰めと出荷・事務と営業の3か所に分かれて仕事をしており、同業者比較では多すぎる。業務の兼業で対応すれば半分のできるはずであるので、従業員を半分にできれば赤字体質から転換できる。

会社はさっそく社会保険労務士に相談し、労働組合と団体交渉をしていただきました。

会社の苦境をよく理解していた組合は、「指名解雇をしないこと、会社都合退職者は組合で取

りまとめる。」との条件で、期限の最終日に退職者リストを出してきました。売却代金を受領し、ホテルの運営会社に贈与して、ホテルの整理に取りかかりました。

## 5 . ホテルの閉鎖

ホテルは、その成り立ちから相当数の株主がいて、かつその株主が地元の仕入先で、債権者でもありました。臨時株主総会には大勢の株主が集まり、廃業することとなったこと、また残った不動産は売却し担保債権者へ返済する事、そして残った会社は特別清算することを社長と私からお話しをして、議論のすえ決議いただきました。

仕入先説明会では、酒蔵の売却資金を贈与いただき滞納額を返済するが、全部はできず 50 万円以下は全額、それ以上は 10% 値引き頂くことを条件にお支払いする事で、1 社を除き了解を頂きました。また発行していた会員権は 25% 配当で残額は債権放棄いただきました。

ホテルは最終的に、長野の不動産業者が取壊し費用を差し引いた金額で買い取り、取り壊し、その後住宅会社に転売し、現在は住宅団地となっています。

## 6 . グラウンド売却のキャンセル

酒蔵に隣接する野球ができる広いグラウンドは、大手ハウスメーカーの支店長が支店長名で買付証明を出してきたので、それを信用し優先して酒蔵とホテルの処理を進めたのですが、ある日支店長が来所され、折からのリーマンショックのため、本社経営陣の承諾が取れないので購入できない、と突然通告してきました。グラウンドの売却資金は全額を金融債務返済として整理計画を承諾いただいていたので、売却できないと酒蔵の不動産の担保が解除できず、酒蔵を購入いただいた会社から損害賠償請求される可能性も当然ありました。

## 7 . 匿名組合で宅地分譲

メイン銀行の本部に相談に行ったところ、「あなたが企画し、実行したのだから、責任をとっては？」。私は「どういうことですか？」と聞いたところ、「御社で買っては。」とのこと...

帰ってから冷静に考えると、酒蔵の M & A を解除するか、又は損害賠償を払う資金を準備するよりは前向きな資金です。リーマンショックで日本中の経済が委縮し、全く投資がストップしている時代でしたので「確かに、それしかないな！」と...

事務所で幹部に相談したところ、池内課長が担当の土木会社と交渉してくれ、造成工事を受注することを条件に、資金の半分を出してくれることとなりました。2 社で匿名組合<sup>注</sup>を組成し、出資し 60 区画の宅地分譲事業をする計画を作り、銀行融資を受けて実行することになりました。

大手ハウスメーカーもそれなりに資金をかけて分譲開発計画を作ったので、約半分の売却の権利を渡し、残りは当事務所の関連会社の丸五不動産で売却することにしました。

造成工事は 3 区画に分け段階的に工事をし、しばらくはリーマンの後遺症もあり売れなかったのですが、運よく近くに新しい小学校の建設計画が決定すると、60 区画を完売することができました。5 年ほどかかりましたが、借入金も完済し、匿名組合は利益を配当して組合を解散し、事業は無事、終了を迎えました。長い再生作業でした。



注 匿名組合出資：匿名の出資者が事業資金を出資します。事業者は会社内か別会社に受け皿を作り事業をしますが、その事業の損益は匿名出資者に帰属します。したがって赤字も黒字も出資者に帰属し、事業者は受け取る管理費等のみが収益となります。ファンドやレバレッジドリースに利用されています。

❖ 【主要補助金一覧】 ❖

<b>事業再構築補助金</b>	
状 況	第 13 回募集見込み（未定）
参照先	<a href="https://jigyousaikouchiku.go.jp/">https://jigyousaikouchiku.go.jp/</a>
<b>省力化投資補助金</b>	
状 況	2024 年 6 月 25 日（火）～ 随時受付中
参照先	<a href="https://shoryokuka.smrj.go.jp/">https://shoryokuka.smrj.go.jp/</a>
<b>ものづくり補助金</b>	
状 況	本年度募集終了 19 次募集見込（未定）
参照先	<a href="https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html">https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html</a>
<b>IT 導入補助金</b>	
状 況	本年度募集終了
参照先	<a href="https://it-shien.smrj.go.jp/">https://it-shien.smrj.go.jp/</a>
<b>小規模事業者持続化補助金</b>	
状 況	第 17 回募集見込（未定）
参照先	<a href="https://s23.jizokukahojokin.info/">https://s23.jizokukahojokin.info/</a>
<b>事業承継・引継ぎ補助金</b>	
状 況	次回募集見込（未定）
参照先	<a href="https://jsh.go.jp/">https://jsh.go.jp/</a>



## 【事務所カレンダー】

12月	3日(火)	会議・研修日
	14日(土)	営業日
	21日(土)	営業日
	28日(土)	(AM)反省会・(PM)大掃除
	<b>29日(日)～1月5日(日) 年末年始休業</b>	
1月	6日(月)	(AM)会議・(PM)通常業務
	10日(金)	源泉所得税・住民税(特別徴収)納付期限
	11日(土)	営業日
	20日(月)	源泉税納期特例納付期限
	25日(土)	営業日
2月	4日(火)	会議・研修日
	15日(土)	営業日
	17日(月)	個人確定申告開始
3月	1日(土)	営業日
	4日(火)	会議日
	8日(土)	営業日
	17日(月)	個人確定申告期限

この予定は変更となる場合もございます

毎日の朝礼	8:45～9:00
会議・研修日	・会議：午前9:30～11:00頃まで
	・研修：午後1:00～4:30頃まで

朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、終了後直ちに  
ご連絡させていただきますのでご了承ください。なお、**緊急の場合はお知らせください。**

### 編集後記

- ・2024年は、世界的な課題が深刻化し、変革と適応が求められた年でした。気候変動問題は引き続き重大なテーマで、異常気象や自然災害が多発し、各国は再生可能エネルギーの推進や環境保護に力を入れました。テクノロジー分野では、AIや自動化の進化が加速し、企業や社会に大きな影響を与えました。これにより、業務効率化や新たなビジネスモデルが生まれましたが、一方で労働市場への影響や倫理的課題も浮き彫りになりました。
- ・経済面では、インフレや供給チェーンの問題が続き、生活費の上昇が多くの国で深刻な問題となりました。エネルギー価格や食品価格の高騰が特に影響を与えました。また、ウクライナ情勢や地政学的リスクが国際的な緊張を引き起こし、世界経済にも不安定要素を増加させました。
- ・国内では、少子高齢化や労働市場の改革が引き続き議論され、福祉制度の見直しや新たな政策の導入が求められました。総じて、2024年は、未来に向けた重要な課題に向き合う年となりました。

以上、活用が進んでいるAI(人工知能)の一つ、ChatGPTに今年を振り返ってもらいました。簡単な指示でこれだけの文章を作成してくれます。新しい技術を使うことによる作業の効率化、生産性の向上をすすめていかないといけないと痛感しました。

今年一年、お読みいただきありがとうございました。2025年もどうぞよろしくお願いいたします。